

# ふくしま森林クラウドシステム運用管理要領

## 第1章 総則

### (趣旨)

第1条 この要領は、ふくしま森林クラウドシステム（以下「森林クラウド」という。）の運用、管理などについて、必要な事項を定めるものとする。

### (用語の定義)

第2条 この要領における用語の意義は、次のとおりとする。

#### (1) 森林クラウド

福島県が整備したGISデータ（これまで福島県森林地理情報システムサーバに取り込まれていた地図情報等の電子データ）を搭載し、様々な森林情報について一元管理するシステムのことである。

#### (2) 利用者

第11条の規定により森林クラウドを利用して業務を行う者をいう。

#### (3) 自治体ID

都道府県コードと市町村コード及びアルファベットを組み合わせて作成した、県及び市町村テナントを区別するためのIDをいう。

#### (4) ユーザー

所属及び所属内の課をいう。

#### (5) ユーザーID

所属及び所属内の課に対し、森林クラウドを利用するために登録されたコードをいう。

#### (6) パスワード

ユーザーID毎に設定される暗証英数字をいう。

#### (7) クライアント

森林クラウドを通じてデータ等の提供を受けて各種業務を行うパソコンをいう。

#### (8) 所属

本庁にあっては森林林業総室の各課、出先にあっては各農林事務所森林林業部、林業指導所及び林業研究センターをいう。また、市町村にあっては林務担当部署、林業事業体においては各林業事業体をいう。

## 第2章 森林クラウドの運用・管理

(森林クラウド統括管理者)

第3条 森林クラウドの統括的な運用管理を行うため、森林クラウド統括管理者（以下、「統括管理者」という。）を設置する。

2 統括管理者は、森林計画課長をもって充てる。

3 統括管理者は、次に掲げる事務を行う。

(1) 森林クラウドの利用に関する指導、助言、研修及び普及啓発の統括に関すること。

(2) 森林クラウドの性能確保、障害の未然防止、早期発見を図るための稼働状況の監視及び障害対応の統括に関すること。

(3) 森林クラウドの運用における森林林業総室内各課の調整に関すること。

(4) ユーザーID及びパスワードの設定に関すること。利用者の新規登録・削除等アカウント情報の管理に関すること。

(5) 森林クラウドデータの保護の統括に関すること。

(6) 森林クラウドに関する保守、セキュリティ対策及び管理の統括に関すること。

(7) その他、森林クラウドの運用管理に関する業務の統括に関すること。

4 統括管理者は、森林計画課職員のうちから森林クラウド運用管理担当者（以下、「運用管理担当者」という。）を1名以上指名することができる。

5 運用管理担当者は、統括管理者の指示に基づき、第3項各号に掲げる事務を補助する。

(森林クラウド管理担当者)

第4条 森林クラウドの適正な運用管理を行うため、所属に森林クラウドデータ管理者（以下、「所属管理者」という。）を設置するとともに、森林クラウドの効率的な運用管理のため、所属に森林クラウド管理担当者（以下、「管理担当者」という。）を置く。

2 所属管理者は、森林林業総室の課長、農林事務所森林林業部長、林業指導所長及び林業研究センター所長をもって充てる。また、市町村においては林務担当課長、各林業事業体においては担当課長等をもって充てる。

3 所属管理者は、統括管理者と連携して、所属における森林クラウドの適正な運用管理に努めるものとし、次に掲げる事務を行う。

(1) 森林クラウドの利用推進に関する指導、助言、研修及び普及啓発に関すること。

(2) 森林クラウドの障害の未然防止、早期発見を図るための稼働状況の監視及び障害対応に関すること。

(3) ユーザーID及びパスワードの管理に関すること。

(4) 森林クラウドデータの保護に関すること。

(5) 森林クラウドに関するセキュリティ対策に関すること。

(6) その他、森林クラウドの運用管理の事務に関すること。

4 所属管理者は、その所属の職員のうちから管理担当者を1名以上指名し、別記様式第1号により、当該年度の4月末日までに、統括管理者に報告するものとする。

市町村及び林業事業体の所属管理者は、その所属の職員のうちから管理担当者を1名以上指名し、様式第1号により、当該年度の4月末日までに総括管理者に報告するものとする。

5 部署内担当者は、管理担当者の指示に基づき、第3項各号に掲げる事務を補助する。

(森林クラウドデータ管理者)

第5条 森林クラウドデータを管理する各所属管理者は、別表第1に定めるとおりとする。

2 データを管理する各所属管理者は、所管する森林クラウドデータの取扱いについて、関係する管理担当者及び利用者に指示することができる。

(データ管理者の責務)

第6条 各所属管理者は、森林林業行政事務の効率化並びに森林情報の精度向上及び共有化のために森林クラウドを積極的に活用するとともに、そのデータの更新に努めるものとする。

2 所属管理者は、所管するデータの内容を定期的に確認し、データの保全に努めるものとする。

3 所属管理者は、長期間データが更新されていない等、データが適切に更新されていないと認められるときは、統括管理者からのデータの精査に応じなければならない。

4 所属管理者は、前項の通知を受けた場合、直ちにデータを精査し、統括管理者に報告するものとする。

(森林クラウドの利用時間)

第7条 森林クラウドは、システム保守作業やデータバックアップ作業の実施に関わらず常時利用可能である。

なお、運用を休止する場合は、森林クラウドお知らせ画面に記載する。

(森林クラウドデータの更新)

第8条 利用者は、所属管理者の指示のもと、森林クラウドデータの更新を行うことができる。なお、森林クラウドデータの更新方法の詳細については、別途各所属管理者が定めるものとする。

(障害時の対応)

第9条 所属管理者は、所属において対応することが困難な障害を発見したとき又はデータの不備を発見したときには、速やかに統括管理者にその状況を報告するものとする。

### 第3章 森林クラウドの利用

(森林クラウドデータの利用上の留意点)

第10条 森林クラウドデータは、空中写真等の判読による間接調査法により作成されているため、実測や詳細な現況確認等に基づいて作成されたものではないことを念頭に利用するものとする。

(利用者の範囲)

第11条 森林クラウドの利用者の範囲は、福島県職員のうち、本庁においては森林林業総室、出先においては農林事務所森林林業部、林業指導所及び林業研究センターに所属している正規職員、嘱託職員とする。

2 県内市町村職員における、森林クラウドの利用者の範囲は、各市町村の林務部局に所属している正規職員、嘱託職員とする。

3 県内で林業を行う、以下のいずれかを満たす林業事業者

(1) 森林組合法（昭和53年5月1日法律第36号）に基づき設置された森林組合であること。

(2) 森林経営管理法（平成30年6月1日法律第35号）に基づき知事が公表している事業者等（意欲と能力のある林業経営者）であること。

(3) 林業労働力の確保の促進に関する法律（平成8年5月24日法律第45号）に基づき知事から改善計画の認定を受けた事業者であること。

(4) 森林法（昭和26年法律第249号）に基づく森林経営計画の作成実績を有する事業者であること。

4 その他、所属管理者が業務の遂行上必要と認めた者。

(林業事業者における利用申請)

第12条 システムの利用を希望する林業事業者は、システム利用開始希望日の14日前までにふくしま森林クラウドシステム利用申請書（様式第2号）を統括管理者に提出する。

2 前項における申請を受けた統括管理者は、申請書の内容を審査し、内容が適当と認められる場合にはサービス提供事業者にアカウントの新規発行を依頼（様式第3号）する。統括管理者はサービス提供事業者から新規アカウント発行の連絡を受けた後、ふくしま森林クラウドシステムの利用承認及びアカウント情報の新規発行について申請者に通

知（様式第4号）する。なお、システムの利用料については、利用承認通知があった後、各事業体とサービス提供事業者間で別途取り交わすこととする。

3 統括管理者は林業事業体のシステムの利用開始について、当該林業事業体が位置する農林事務所へその旨通知（様式第5号）する。

4 林業事業体は、ふくしま森林クラウドシステムの利用を廃止する場合には、ふくしま森林クラウドシステム利用廃止申請書（様式第6号）を統括管理者に提出する。

（ユーザーID、パスワードの設定・管理）

第13条 統括管理者は、ユーザーに対し、ユーザーID及びパスワードを設定し、所属管理者へ通知する。

2 所属管理者はユーザーID及びパスワードを保管し、所属する職員が職務内容等から森林クラウドを利用する必要があると認められる場合に、ユーザーID及びパスワードを当該利用者に提示するものとする。

3 利用者は、提示されたユーザーID及びパスワードを用いて森林クラウドを利用するものとする。

4 統括管理者は、ユーザーID及びパスワードの漏洩防止に努めるものとし、利用者はユーザーID及びパスワードを厳重に管理する者とする。

（利用者の責務）

第14条 利用者は、森林クラウドデータに修正を要する事項を見出した場合は、森林クラウドデータに対して定められた方法により、修正するほか、統括管理者に内容を報告すること。

（遵守事項）

第15条 利用者は、次に掲げる行為を行ってはならない。

（1）業務目的以外で森林クラウドを利用すること。

（2）他所属のユーザーID及びパスワードを不正に使用すること。

（3）所属又は他所属のユーザーID及びパスワードを公開すること。

（4）所属又は他所属のユーザーID及びパスワードを他の者に利用させること。

（5）森林クラウドへの不正アクセス、破壊、改ざん、消去を行うこと。

（6）コンピュータウィルス等有害なプログラムを使用すること。

（7）森林クラウドの運用妨害を目的とする行為。

（8）森林クラウドに故意に虚偽の情報を登録すること。

（9）他の利用者、その他の第三者又は森林クラウドに損害を与え、又は与える恐れのある行為。

（10）その他、統括管理者が不適切と判断する行為。

- (11) 各市町村が森林クラウドに搭載されている衛星写真を当該市町村の範囲を超えて利用すること。また、森林林業行政の目的以外で利用すること。

#### 第4章 セキュリティ

(法令等の遵守)

第16条 利用者は、福島県情報セキュリティポリシー及び情報セキュリティに関する次の法令等を遵守し、これに従わなければならない。

- (1) 森林法（昭和26年6月26日法律第249号）
- (2) 森林法施行規則（昭和26年8月1日農林省令第54号）
- (3) 測量法（昭和24年法律第188号）
- (4) 国土交通省公共測量作業規程（国土交通省大臣官房技術調査課監修）
- (5) 地理空間情報活用推進基本法（平成19年法律第63号）
- (6) 地理情報標準プロファイル（国土交通省国土地理院）
- (7) 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）
- (8) 著作権法（昭和45年法律第48号）
- (9) 情報通信ネットワーク安全・信頼性基準（郵政省告示第73号）
- (10) 不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律第128号）
- (11) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57条）
- (12) 福島県個人情報保護条例（平成6年福島県条例第71号）及び市町村の個人情報保護条例並びに情報セキュリティに関する規定等
- (13) 福島県情報セキュリティ基本方針を定める規定、福島県情報セキュリティ対策基準（福島県セキュリティポリシー）
- (14) 福島県情報公開条例（平成12年福島県条例第5号）
- (15) 「個人情報の適正な取扱を確保するために農林水産分野における事業者が講ずべき措置に関するガイドライン」（平成16年11月9日付け農林水産省告示第2013号）
- (16) 森林クラウドシステムに係る標準仕様書（森林クラウドシステム標準化検討委員会）
- (17) 森林クラウドシステムに関わる情報セキュリティガイドライン（森林クラウドシステム標準化検討委員会標準仕様検討ワーキンググループ）
- (18) 林地台帳及び地図整備マニュアル、林地台帳及び地図運用マニュアル（林野庁計画課）
- (19) 総合行政ネットワーク ASP ガイドライン（地方公共団体情報システム機構）
- (20) その他関係法令、規程、通達等

(森林クラウドデータにより作成された電子データ及びその複製の管理)

第17条 森林クラウドデータの複製により作成したデータ及び新規に作成したデータ

については、利用者自身が適正に管理しなければならない。

- 2 統括管理者及び所属管理者は、電子データ等の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。
- 3 電子データ等の廃棄に当たっては、当該電子データを全て消去し、復元が不可能な状態にした上で廃棄しなければならない。

## 第5章 補則

(補則)

第18条 この要領に定めるもののほか、森林クラウドの運用管理に関し必要な事項は、統括管理者が別に定める。

- 2 その他、森林クラウドの基本的な事項については、福島県森林クラウドシステムマニュアル（以下「マニュアル」という。）による。また、この要領及びマニュアルによりがたい場合は、別途統括管理者へ協議すること。

## 附則

この要領は、令和2年4月1日から施行し、令和2年度業務から適用するものとする。

この要領は、令和4年3月11日から施行し、令和4年度業務から適用するものとする。